

## 高松家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

### 1 日時

平成27年12月24日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

井出往代，小野修一，川池陽子，木田一彦，小弓場文彦，関元真弓，中山充，福井美枝，星川叔子，村岡 寛

#### (2) 事務担当者

小川貴紀（裁判官），佐藤千裕（首席家庭裁判所調査官），藤本薫（首席書記官），安田雅泰（次席家庭裁判所調査官），山西弘記（主任家庭裁判所調査官），青野早余子（事務局長），小林利光（総務課長），瀬戸サユリ（総務課課長補佐）

### 4 議事（■委員長，○委員，●裁判所職員である委員又は事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 本日のテーマ「少年の再非行防止のための取組みについて」に関する協議

ア テーマに関して，少年係主任家庭裁判所調査官が説明した後，無免許運転に関するDVDを視聴した。

#### イ 意見交換

- 集団講習を受ける人数は，交通講習室が埋まるほど多いのですか。
- 一か月に一回の開催ですので，その程度の人数の受講者がいます。
- 再非行少年の割合が増えている理由は为什么呢。
- 再非行少年の数も減っていますが，それ以上に初犯の少年の数も減っているため，再非行少年率（1年間に起きた非行人員の内，再非行少年が占める割合）が高くなっていると分析しています。

再非行少年は，資質や家庭環境など様々な問題を抱えている場合が多く，家庭裁判所による関わりだけでは再非行を防ぐことが難しいことが多いため，児童相談所，少年鑑別所等の様々な機関と協力し合いながら，家庭裁判所に何ができるのか検討しています。
- 「初犯」には，刑事責任を問われず，原則的に家庭裁判所が関与しない13歳までに起こした事件も含まれているのでしょうか。
- 家庭裁判所が関与してからを指します。
- 集団講習以外に，グループで行ったほうが良いと思うのはどのようなものなのでしょうか。
- 地域のコンビニエンスストアの店長を講師に迎え，万引きの講習を行っています。また，少年友の会や香川大学生ボランティアと一緒に峰山の清掃活動を通じて，非行少年と一般社会との交流を持たせています。
- 個人のプライバシーの配慮はなされていますか。
- はい。交通講習や万引き講習では個人名ではなく，番号で呼んでいますし，

清掃活動ではその時だけのニックネームで呼んでいます。

少年同士での接触はさせていないので、個人情報の漏れはありません。

- 同じ事件の少年たちでも、別々に行動させるのですか。
- グループ全員が友人でプライバシーに配慮する必要がなく、自分たちが二度と同じ失敗をしないために一緒に考えさせることが有益な場合には、あえて同じグループで行動させることがあります。
- 少年の事件には軽重もあると思いますが、家庭裁判所調査官の関わり方に変わる場所はあるのでしょうか。
- 家庭裁判所の特色は、少年のプライバシー部分に入っていけることですが、重い事件ほど家庭の問題が多い場合が多く、家庭の問題に深く関わるなどし、どのような問題があるのか調べています。
- 再犯防止の観点で家庭裁判所調査官が関わっている部分はありますか。
- 中間的な処分である試験観察に付し、少年が更生するためにどうすればよいかを検討し、裁判官と相談しながら、個別の状況に応じて関与することがあります。
- 家庭環境の格差が再非行率に影響しているのでしょうか。
- 難しい問題だと思います。貧困家庭の数は今も昔も差はあるとは思いますが、流行ものの非行がなくなりました。例えば、昔は集団暴走が多かったため、自ずと非行少年数も多かったのですが、今は数人となっているため、その数も少ないです。今の時代は少年自身が非行することをかっこ悪いと思っているようです。
- 貧困から塾に行けない子どもがいることから、高松市の社会福祉協議会では、毎週土曜日に先生3人が子どものいるところに出向いて教えるという活動をしています。最初は喜んで子どもたちが来てくれると思っていましたが、現実には参加する子どもの数は少ないようです。そうであったとしても、社会の中でみんなが関わられるような連携が必要だと思います。
- 検察庁では何かご紹介いただけることはありますか。
- 児童虐待は、昔、虐待を受けた親が子を虐待するという負の連鎖があります。家庭環境を改善するためには根底にあるものを解決する必要があり、児童相談所等との連携が重要と考えています。
- 弁護士の立場からどうですか。
- 私が弁護士になって最初の四、五年に少年事件を担当した際、家庭環境や交友関係、職場関係についての意見書を書いたことがあります。家庭裁判所では試験観察が多かったと思います。その頃は15人以上の集団暴走や集団万引きが多かったように記憶しています。

今も昔も変わらないのは、少年自身が事の重大さを認識していないと感じることです。教育と関係するのですが、自分のすることがどのような結果を生み出すのか想像できていないので、家庭、学校、社会で教えていく必要があると思います。そうすることで、非行少年の初犯も再非行少年率も低くなると考えます。
- これについて、裁判官の立場で思うところはありますか。

- その能力を身につけさせるため、審判の中で「これをしたら、どうなるのか」ということを考えてもらっています。少年が二度と過ちを犯さないためにどのような処分にしたらよいかを判断しています。
- 少年の人生における最初の失敗を教訓とし、次に同じ過ちを犯さないように働きかけていくことが家庭裁判所調査官の仕事ですが、少年が失敗を犯した時に周りのサポートが必要だと思います。
- 私も地域全体で少年を支えていく必要があると思います。地域の祭りを例にあげると、子供や保護者の参加が少ないと感じています。人との関わりが薄く、その体験が不足していることで、人との接し方が苦手になっているように思います。時代が変わって、今の子どもは厳しさだけではダメなようです。褒めて伸ばす教育で成果を挙げている例をよく聞きます。失敗は誰にでもあることです。家庭裁判所調査官の素晴らしいノウハウを地域団体に還元してほしいと思います。
- 私も、家庭裁判所から社会にアピールしてほしいと思います。
- 家庭裁判所は中学校を始め、他の関係機関との連携を常に心がけています。
- 家庭裁判所のほかにも、地域や関係機関との連携も重要であると感じています。例えば、ターニングポイントの場面で、少年の保護者が助けを求めることができる先が地域や関係機関にあれば、再非行防止の観点からも良いと思います。また、少年院から出た後はどうするのか、保護観察所がどう働きかけるのか、連携が必要だと思います。
- 香川県の東側には高松以外に支部・出張所がないため、利用者が不便を感じているという意見を聞いたことがあります。例えば、家庭裁判所調査官の面接を地域の役場の会議室を使用したり、テレビ会議等のインターネットの利用を検討するなど、もっと利用しやすい裁判所になってもらいたいと思います。
- 私は利用しやすさよりも、自分の子供のために保護者が時間を割いて相談や面接に行くことに意義があると思っています。
- 法テラス香川では、高齢者や虐待を受けた方から弁護士に来てもらいたいという要望の手紙を受けることがあります。そのような場合、病院や高齢者施設などにいるなど、やむを得ない事情があるときは、個々に検討して出張相談の要望に応えることがあります。
- 配布された資料を見て気付いたのですが、国選弁護人の割合が増えている理由を教えてください。
- 平成26年6月に国選付添人を選任できる事件が増えるという法改正があったためです。
- 本日は貴重な御意見をありがとうございました。議論を踏まえ今後の取組の参考にさせていただきます。

(3) 次回期日

平成28年6月30日（木）午後1時30分から開催することとした。